

11/19 朝日

駆けつけ警護付与命令 防衛相

南スー^タダンの国連平和維持活動(PKO)をめぐり、稻田朋美防衛相は18日、交代要員として派遣する陸上自衛隊の部隊に、「駆けつけ警護」などの任務を新たに付与する命令を出した。昨年成立した安全

保障関連法に基づく初めての任務で、部隊は20日から順次、現地へ出発する。

他国のPKO要員らとともに武装勢力から宿營地を守る「共同防護」も含め、来月12日から任務の遂行が可能となる。また、活動範

囲を限定し、宿營地の医官を現在の3人から4人に増やす。稻田氏は閣議後の記者会見で「活動範囲は首都ジュバとその周辺に限ったが、(治安情勢は)緊張感をもってみていく必要がある」と述べた。

また、「助けられる人を見捨てないことが駆けつけ警護の意義だ」と強調。「新たな任務についての命令を発出したのは私自身。すべてのことをついての責任は、私にある」と話した。